

熱海市小中学校タブレット端末等導入事業

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

今年度より実施となる新学習指導要領においては、情報活用能力が社会の変化に対応し、生き抜くために必要な「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置づけられ、学習活動におけるICT機器の積極的な活用が求められている。

また、Society 5.0の時代を生きる多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するために、国が進めようとしているGIGAスクール構想では、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することが必要とされている。

熱海市では、一斉学習・個別学習・協働学習の各場面にICT機器を取り入れ、ICT知識技能の定着を図るとともに、一人ひとりの能力や特性に応じた学びを保障し、「学びの個別最適化」や「いつでも、どこでも、学べる」学習環境の改善を行うため、すべての小中学校にLTEタブレット端末を導入し、ICTを活用した学習環境を整備する。

そこで、端末及び通信回線を必要数提供することができ、あわせて導入にあたってのサポート、導入後の活用研修等による事業効果向上の視点を有する提案の募集を行うものである。

2 事業概要

2-1. 事業名

熱海市小中学校タブレット端末等導入事業

2-2. 事業内容、事業期間

(1) 熱海市小中学校タブレット端末貸貸借

①事業内容

- ア. タブレット端末及び周辺機器の提供
- イ. タブレット端末に導入するアプリケーションソフト等の提供
- ウ. データ通信回線の提供
- エ. タブレット端末等補償サービスの提供

②納入期限 令和2年12月28日(月)(機器の搬入及び調整作業完了まで)

③貸貸借期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

(2) 熱海市小中学校タブレット充電保管庫設置

①事業内容

- ア. 充電保管庫及びタブレット端末充電機器の調達
- イ. 充電保管庫の搬入、組み立て、設置

②納入期限 令和2年12月28日(月)(機器の搬入及び調整作業完了まで)

(3) 熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託

①事業内容

- ア. タブレット端末及び周辺機器の設定、調整等
- イ. タブレット端末に係る保守(ヘルプデスク、故障対応窓口を含む)
- ウ. ICT環境整備の初期対応(充電保管庫整備に関する提案他)
- エ. 研修の企画、実施
- オ. 導入、活用による事業効果の測定方法及び向上策の提案、実施

②業務委託期間 契約締結日から令和7年12月31日

※ 詳細は各仕様書による。ただし、採用された提案に基づき変更することがある。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、納入期限までに納入できない場合、納入期限、賃貸借期間、業務委託期間について別途協議を行う。

2-3. 納入場所

熱海市内小中学校(10か所12校)

2-4. 提案限度価格

277,696千円(消費税及び地方消費税含む)

事業項目・年度ごとの上限額は次のとおり

事業項目	令和2年度 (3か月間)	令和3~7年度 (57ヶ月間)
熱海市小中学校タブレット端末賃貸借	10,865千円	206,410千円
熱海市小中学校タブレット端末充電保管庫設置	20,453千円	—
熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託	1,999千円	37,969千円

※ 公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器リース事業)の交付対象分を除く。

※ 契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

※ 算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出する。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は失格とする。

2-5. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、事業者から募集した企画提案を受け、最優秀企画提案者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴取し内容を精査した上、当該業務の随意契約を締結する。

協議が整わなかった場合、次点の候補者と協議を行う。

2-6. スケジュール

実施内容	日 程
募集開始	令和2年7月15日(水)
参加申込書の提出期限	令和2年7月28日(火)
質問書の提出期限	令和2年7月31日(金)
質問への回答期限	令和2年8月7日(金)
資格審査結果の通知	令和2年7月31日(金)
企画提案書等の提出期限	令和2年8月14日(金)
提案審査(プレゼンテーション)	令和2年8月18日(火) 予定
審査結果の通知・公表	令和2年8月26日(水) 予定
契約締結	令和2年9月上旬～中旬

3 参加資格

本実施要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成6年熱海市告示第35号)に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、熱海市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。及び同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。) でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にない事業者であること。

(6) LTEタブレット端末等の導入事業または類似する業務を国または地方公共団体から元請として受注した実績があること。

(7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、移動通信サービスを提供する電気通信役務を行うものであって、移動通信サービスに係る無線局を自ら開設、運用している事業者であること。

4 プロポーザル参加申込の方法

4-1. 提出書類

- (1) 参加表明書（様式2）
- (2) 商業登記簿謄本（写しでも可）
- (3) 事業者概要（様式3）
- (4) 役員名簿（様式4）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 電気通信役務を行う者であることを証する書類

4-2. 提出部数 1部

4-3. 提出期限 令和2年7月28日（火） 17時15分必着

4-4. 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）又は持参

4-5. 資格審査結果の通知

応募事業者の参加資格を審査し、その結果を応募事業者に対し令和2年7月31日（金）までに書面にて通知（発送）する。

5 質問及び回答

5-1. 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、(様式1)により件名に【GIGA プロポ質問表】を付し、電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

5-2. 質問受付期間

令和2年7月15日(水)～7月31日(金) 13時00分受信分まで

5-3. 回答

全ての質問と回答について、8月7日(金)までに市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

6-1. 提出書類

- (1) 企画提案提出届(様式5)
- (2) 会社の概要がわかるパンフレット等(任意様式)
- (3) 官公庁における同種・類似・関連業務の実績(様式6)
- (4) 業務実施体制(様式7)

※ 他の教育関連事業者等の協力を得て、又は学識経験者の援助支援を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載すること。

- (5) 企画提案書①～④(様式8)

※ 日本産業規格A4版サイズ20ページ分以内とすること。

※ 「評価の観点」及び別表1「提案評価基準」を踏まえ、評価項目に対応する提案を具体的かつ簡素に記載すること。

- (6) 見積書(消費税及び地方消費税を含む。)(様式9)

※ 別紙「仕様書」を踏まえた積算の内容を記載すること。

- (7) 誓約書(様式10)

- (8) プレゼンテーション出席報告書(様式11)

6-2. 提出部数 9部(原本1部+写し8部)

6-3. 提出期限 令和2年8月14日(金) 17時15分必着

6-4. 提出方法

持参（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る）とする。なお、郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

6-5. 提出書類の作成要領及び注意点

- (1) 提出書類の規格は日本産業規格A4版サイズとする。資料については、日本産業規格A3版の折込も認める。また、支障のない範囲で両面印刷として構わない。
- (2) 書類の作成に当たって使用する文字サイズは11ポイント以上とすること。

6-6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定の前後を問わず失格とする。なお、内容によっては、指名停止措置を行うことがある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- (2) 提案額が上限金額を超えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

7 審査及び選考の方法

7-1. 熱海市小中学校タブレット端末等導入事業者選定委員会の設置

受託事業者を選定するため、本市職員で構成する熱海市小中学校タブレット端末等導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

7-2. プレゼンテーションの実施

企画提案に基づくプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時 令和2年8月18日（火）10時～（予定）
- (2) 場所 熱海市役所 第3庁舎2階第1会議室
- (3) 実施方法

1団体につき【企画書に関する説明20分以内+研修に係るデモンストレーション15分以内】又は【企画書に関する説明30分以内】を実施し、その後質疑応答を行う。（デモンストレーションの実施は任意）

- (4) 説明順序 提案書類の受付順とする。

(5) その他

事前に申し出があれば、会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコンその他必要なものは、提案者が持参すること。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により県を跨ぐ移動制限等が行われた場合は、提案者の通信方法による web 会議等の手段によりプレゼンテーションを実施する。

7-3. 審査・選定の方法

- (1) 選定委員会が企画提案を別表 1 「提案評価基準」により審査し、提案内容により選定委員ごとに評価点を採点する。各選定委員の評価点のうち最高点と最低点を付した選定委員の評価点を除外し、残りの選定委員の評価点を合計した点数を「総合点数」とする。
- (2) 「総合点数」の最も高い者を選定委員会の合議の上、最優秀企画提案者として選定する。
- (3) 評価点の合計が同点となる者が 2 者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。
- (4) 全ての応募団体の得点が満点の 6 割に満たないときは、期日を定めて再度提案を求め審査することとする。

7-4. 選定結果

- (1) 全ての提案者に対して、8月26日（金）の16時までにプロポーザル参加者全員に電子メールにて通知する。
- (2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

8 契約

8-1. 契約書・仕様等の確定

契約締結に向けて、受託候補者と協議を行うが、受託候補者の選定をもって受託候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

選定後、受託者と協議の上、契約書・仕様等の内容を追加・変更することがある。

8-2. 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなけれ

ばならない。

ただし、熱海市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 その他事項

- (1) 企画提案書は1応募者につき1提案とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 企画提案に関して応募者が必要とした費用はすべて応募者の負担とする。
- (4) 申し込み及び企画提案等のために提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 原則として企画提案書等提出後の提出資料変更及び追加は認めない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りでない。
- (6) 提出書類が著作物に該当する場合であっても、熱海市情報公開条例の規定に基づき公開することがある。
- (7) 選定結果については、市ホームページ等で企画提案者名を含め公表する。
- (8) 緊急等の理由によりやむを得ず、公募型プロポーザル方式による選定を実施することができないと認められる場合、公募型プロポーザル方式を停止、中止または取り消すことがある。この場合、それまでに要した費用を熱海市に請求することはできない。
- (9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、熱海市の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、熱海市の承諾を経て、第三者に本件業務を委託する場合は、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ当該第三者が当該義務に違反したときは、受託者が全ての責任を負うものとする。

10 書類提出先・問合先（事務局）

熱海市教育委員会学校教育課総務管理室

所在地 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6557（直通）

FAX 0557-86-6555

メールアドレス gakkoyoiku@city.atami.shizuoka.jp